

## 「土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案」に基づく環境大臣告示のうち、要措置区域内における土地の形質の変更にあたらない行為及び形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為となる施行方法の基準の案の概要について

「土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案」第43条第2号(同令第50条第1項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、要措置区域内における土地の形質の変更にあたらない行為及び形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為となる施行方法の基準を、環境大臣告示により定めるもの。

具体的には、下記の全ての条件を満たすこととする。

- 1 土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある準不透水層（厚さが1メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒1マイクロメートル以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。第4号において同じ。）であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。
- 2 土地の形質の変更が終了するまでの間、前号の構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること。
- 3 原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止又は遮断工封じ込めが講じられている土地については、土地の形質の変更が終了した時点で当該措置のための構造物を原状に回復する措置が講じられていること。
- 4 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、次のいずれにも該当するものであること。
  - (1) 土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帯水層内の汚染土壌又は特定有害物質が準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必要な措置を講ずること。
  - (2) 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、掘削が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。

なお、適用期日は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)の施行の日(平成22年4月1日)とする。